◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第385号（H29.1.20）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝7件（1月13日～1月19日分）
(1)乗合バスの車内事故
(2)貸切バスの車両火災事故
(3)法人タクシーの死傷事故
(4)法人タクシーの横転事故
(5)大型トラックの衝突事故
(6)大型トラックの酒気帯び衝突事故
(7)大型トラックの衝突による劇物漏洩事故
2.学校や地方公共団体等に貸切バスの運賃・料金制度について周知します
3.貸切バス事業者の「安全情報」を公表します
4.軽井沢スキーバス事故を受けた対策の進捗状況について
5.1月30日から東京で410円タクシーが走ります～東京のタクシー初乗り運賃の引下げ等について～

◇◇◇

(3)法人タクシーの死傷事故
1月15日（日）午前4時00分頃、沖縄県の町道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客3名を乗せ運行中、道路に横たわっていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

(4)法人タクシーの横転事故
1月17日（火）午前5時23分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路左側の電柱を支えるために斜めに立っている柱に乗り上げ横転した。
この事故により、当該法人タクシーの乗客と運転者が軽傷を負った。
事業者からの情報によると、当該法人タクシー運転者の居眠り運転が事故原因の模様。

(5)大型トラックの衝突事故
1月16日（月）午前1時15分頃、岩手県の国道において、宮城県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方で軽自動車が対向車線の別の軽自動車と衝突して道路を塞ぐかたちで停車していたのに気付くのが遅れ衝突した。
この事故により、双方の軽乗用車の運転者が死亡した。

(6)大型トラックの酒気帯び衝突事故
1月16日（月）午後0時40分頃、福岡県において、大阪府に営業所を置く大型トラックが運行中、後退した際に駐車中の無人の乗用車と走行中の別のトラックと衝突した。
この事故により、トラックの運転者が軽傷を負った。
事故後の警察の調べで、当該大型トラック運転者の呼気からアルコール検出されたため、現行犯逮捕された模様。

(7)大型トラックの衝突による劇物漏洩事故
1月17日（火）午前6時30分頃、長崎県の国道において、福岡県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方を走行していたオートバイを追い越した際、スリップし対向車線側の民家の門柱に衝突した。
この事故により、大型トラックに積載していたコンテナ（3本）が落下し、コンテナに入っていた塩酸及び希硫酸が漏洩した。
また、大型トラックとの衝突を避けようとしたオートバイが転倒し、オートバイの運転者が重傷を負ったほか、落下したコンテナに対向車（軽自動車）が衝突し、軽自動車の運転者が軽傷を負った。
事故当時、現場の路面は凍結していた模様。

上記7件の死傷者数計：死亡3名、重傷2名、軽傷5名（速報値）

◇◇◇

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000283.html

◇◇◇

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆